

共通仕様書土木工事編 I (平成27年10月1日) 新旧対照表

頁	新 (平成28年2月1日)	旧 (平成27年10月1日)																			
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-39 交通安全管理 (P. 40)</p>	<p>5. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>また、表1-1に示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第18条及び警備員の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号, 平成17年11月18日)第2条並びに福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。</p> <p>(表削除)</p> <p style="text-align: center;">平成28年2月1日以降起工適用</p>	<p>5. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>また、以下の表に示す路線及び区間で交通誘導を行う場合は、警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第18条及び警備員の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号, 平成17年11月18日)第2条並びに福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を1人以上配置しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1650 554 2635 777"> <thead> <tr> <th colspan="2">指 定 路 線</th> <th>区 間</th> <th>施行年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td>福島空港・あぶくま南道路</td> <td>供用区間</td> <td>平成17年11月18日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">福島県公安委員会が必要と認める道路</td> <td>国道4号</td> <td rowspan="4">福島県全域</td> <td rowspan="4">平成19年6月19日</td> </tr> <tr> <td>国道6号</td> </tr> <tr> <td>国道13号</td> </tr> <tr> <td>国道49号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国道118号</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指 定 路 線		区 間	施行年月日	自動車専用道路	福島空港・あぶくま南道路	供用区間	平成17年11月18日	福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県全域	平成19年6月19日	国道6号	国道13号	国道49号		国道118号		
指 定 路 線		区 間	施行年月日																		
自動車専用道路	福島空港・あぶくま南道路	供用区間	平成17年11月18日																		
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県全域	平成19年6月19日																		
	国道6号																				
	国道13号																				
	国道49号																				
	国道118号																				

共通仕様書土木工事編 I (平成27年10月1日) 新旧対照表

頁	新 (平成28年2月1日)	旧 (平成27年10月1日)		
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-39 交通安全管理 (P.41-1)	(追 加)			
	(追 加)			
	指定路線	区 間	施行年月日	
	自動車専用道路	供用区間	供用日	
	福島県公安委 員会が必要と 認める道路	国道4号 国道6号 国道13号 国道49号 国道114号 国道115号 国道118号 国道121号 国道288号 国道289号 国道294号 国道349号	福島県の全域	平成19年6月19日 平成28年4月1日 平成19年6月19日
		国道399号	福島県の全域(た だし、福島市飯坂 町茂庭134林班い 小班から福島市 飯坂町茂庭134林 班つ小班までの 間を除く)	
		国道459号	福島県の全域(た だし、喜多方市山 都町及び耶麻郡 西会津町を除く)	平成28年4月1日
		県道福島飯坂線 県道日立いわき線 県道原町川俣線 県道いわき石川線 県道小名浜四倉線 県道いわき上三坂小野 線 県道小名浜平線 県道常磐勿来線	福島県の全域	
		県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若 松市の全域	
		県道河内郡山線 県道須賀川二本松線	福島県の全域	
		平成28年2月1日以降起工適用		
		— 41-1 —		